



# 佐賀県公報

平成20年  
7月17日  
(木曜日)  
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

(六三・税務課) 一

### 公布された規則のあらまし

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六三三号)

- 1 自動車税について、督促状と納付書兼領収書とが一体となった様式を定めることとした。(第一条及び様式第九九号その二関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## ○規則

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第六三三号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第九十九号	督促状	法第六十六条第一項、第七十条の六第一項、第七十一条第一項及び第九十八
		条第一項

を

様式第九十九号その一	督促状	法第六十六条第一項、第七十条の六第一項、第七十一条第一項及び第九十八
様式第九十九号その二	督促状・納付書兼領収証書	条第一項
		条例第二百二十条の二

改める。  
様式第九十九号を様式第九十九号その一とし、同様式の次に次の二様式を加える。

に

様式第99号その2

(表)

<p>77 佐賀県 <input type="checkbox"/> 納入領収済通知書 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>通常払込料金 加入者負担 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>口座番号 <input type="text"/> 加入者名 <input type="text"/> 合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>収納機固番号 <input type="text"/> 納付番号 <input type="text"/> 課税区分 <input type="text"/> 円</p> <p>納付区分 <input type="text"/> 円</p> <p>延滞金額 <input type="text"/> 円</p> <p>合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>課税年度 <input type="text"/> 年度</p> <p>領収日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>領収印 <input type="text"/></p> <p>住所氏名 <input type="text"/> 様</p> <p>納付者 <input type="text"/></p> <p>CVS 収納用</p> <p>(注) ホームコードがないもの及び金額訂正をしたものは、コンピュータシステムでは納付できません。</p>	<p>33 <input type="checkbox"/></p> <p>佐賀県 <input type="checkbox"/> 納入領収済通知書 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>通常払込料金 加入者負担 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>加入者名 <input type="text"/> 合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>口座番号 <input type="text"/> 納付番号 <input type="text"/> 課税区分 <input type="text"/> 円</p> <p>延滞金額 <input type="text"/> 円</p> <p>合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>課税年度 <input type="text"/> 年度</p> <p>領収日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>領収印 <input type="text"/></p> <p>住所氏名 <input type="text"/> 様</p> <p>納付者 <input type="text"/></p> <p>CVS 収納用</p> <p>(注) ホームコードがないもの及び金額訂正をしたものは、コンピュータシステムでは納付できません。</p>	<p>佐賀県 <input type="checkbox"/> 納入領収済通知書 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>通常払込料金 加入者負担 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>加入者名 <input type="text"/> 合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>口座番号 <input type="text"/> 納付番号 <input type="text"/> 課税区分 <input type="text"/> 円</p> <p>延滞金額 <input type="text"/> 円</p> <p>合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>課税年度 <input type="text"/> 年度</p> <p>領収日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>領収印 <input type="text"/></p> <p>住所氏名 <input type="text"/> 様</p> <p>納付者 <input type="text"/></p> <p>CVS 収納用</p> <p>(注) ホームコードがないもの及び金額訂正をしたものは、コンピュータシステムでは納付できません。</p>														
<p>ゆうちょ銀行・郵便局へ納付者又は金融機関へ印刷</p>																
<p>下記の奥紙が滞納になっていきますので、裏面を参照のうえ、直ちに納めてください。 この督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までに完納されなければ、滞納処分を受けることになります。</p>																
<p>督促状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税 目</td><td>年度</td></tr> <tr><td>課税年度</td><td>年度</td></tr> <tr><td>税 額</td><td>円</td></tr> <tr><td>延滞金額</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計額</td><td>円</td></tr> <tr><td>登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>納期限</td><td>年 月 日</td></tr> </table>			税 目	年度	課税年度	年度	税 額	円	延滞金額	円	合計額	円	登録番号		納期限	年 月 日
税 目	年度															
課税年度	年度															
税 額	円															
延滞金額	円															
合計額	円															
登録番号																
納期限	年 月 日															
<p>納付番号 <input type="text"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td><td>年度</td></tr> <tr><td>課税区分</td><td></td></tr> <tr><td>合計額</td><td>円</td></tr> <tr><td>延滞金額</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計額</td><td>円</td></tr> </table>			課税年度	年度	課税区分		合計額	円	延滞金額	円	合計額	円				
課税年度	年度															
課税区分																
合計額	円															
延滞金額	円															
合計額	円															
<p>上記のとおり領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>領 収 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>領 収 額</td><td></td></tr> </table> <p>収入印紙不要</p> <p>納付者保管</p>			領 収 日	年 月 日	領 収 額											
領 収 日	年 月 日															
領 収 額																
<p>(裏面もご覧下さい)</p>																

(裏)

<p>督促に不服がある場合</p> <p>1 この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができず。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この督促の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する議決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができず。ただし、次の(1)(2)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>納付場所</p> <p>国内の全店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐賀銀行</li> <li>○みずほ銀行</li> <li>○西日本シティ銀行</li> <li>○ゆうちょ銀行</li> <li>○福岡銀行</li> <li>○親和銀行</li> <li>○中央三井信託銀行</li> <li>○佐賀信用金庫</li> <li>○伊万里信用金庫</li> <li>○佐賀西信用組合</li> <li>○農業協同組合</li> <li>○漁業協同組合</li> <li>○佐賀県信用農業協同組合連合会</li> <li>○佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所)</li> <li>○筑邦銀行</li> <li>○長崎銀行</li> <li>○大川信用金庫</li> <li>○唐津信用金庫</li> <li>○杵島信用金庫</li> <li>○佐賀東信用組合</li> <li>○商工組合中央金庫</li> <li>○各県税事務所</li> </ul> <p>佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セブンイレブン</li> <li>○ファミリーマート</li> <li>○デイリーヤマザキ</li> <li>○ローソン</li> <li>○ポプラ</li> <li>○ヤマザキデイリーストア</li> </ul> <p>インターネット及びびPay-easy対応のATMからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専業銀行を利用する場合には、インターネット銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)を御参照ください。</p>	<p>延滞金</p> <p>1 計算方法</p> <p>延滞金は、納期限の翌日から納付(納入)の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特別基準割合の適用があるときは、当該特別基準割合))の割合を乗じて計算して得た金額です。</p> <p>2 端数計算</p> <p>延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
--	---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料  
申込先  
一か年三二、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年七月十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社